

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 生活環境施設の整備

第1節 廃棄物処理対策

1 廃棄物処理の状況

近年における生活水準の向上,産業活動の進展は,廃棄物の質の多様化と量の加速度的な増加をもたらしている。

廃棄物は,し尿,ごみ等,人の日常生活に伴って生ずる「一般廃棄物」と事業活動に伴って生ずる「産業廃棄物」に大別されるが,「一般廃棄物」のうち特にごみについては,質量両面の変化に対応した処理施設の緊急的な整備が迫られており,また「産業廃棄物」については,事業者の自家処分为軸として,地方公共団体の処理処分体制の側面的な整備が必要となってきた。

これら廃棄物の処理の現状は,以下のとおりである。

(1) 一般廃棄物

し尿の処理の状況は,第2-1-1表に示すとおりである。

第2-1-1表 し尿処理の状況

	40年度		41年度		42年度		43年度		44年度		45年度		
	千人	(対総人口比率)	千人	(対総人口比率)	千人	(対総人口比率)	千人	(対総人口比率)	千人	(対総人口比率)	千人	(対総人口比率)	
処理区域人口	64,231	(65.4%)	67,855	(68.5%)	71,292	(71.5%)	76,080	(75.0%)	80,592	(78.5%)	84,694	(81.6%)	
水洗化人口	公共下水道	6,015	6,631	6,913	7,980	9,273	10,930						
	し尿浄化槽	6,301	7,820	8,798	9,996	10,324	10,417						
	計	12,316	14,451	15,711	17,976	19,597	21,347						
非水洗化人口	51,915	53,404	55,581	58,104	60,995	63,347							
非水洗化人口分し尿総量	kl/日	70,949	74,795	78,370	83,963	88,442	91,091						
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0						
計画収集体量	下水道マンホール投入	5,503	7.8	5,639	7.5	5,666	7.2	5,529	6.6	5,513	6.2	4,170	4.6
	し尿処理施設	28,045	39.5	35,805	47.9	40,324	51.5	47,604	56.7	53,557	60.6	60,137	66.0
	農村還元等	13,466	19.0	9,810	13.1	8,698	11.1	7,747	9.2	6,923	7.8	4,532	5.0
	海洋投棄	14,179	19.9	14,250	19.1	13,923	17.8	14,167	16.9	13,410	15.2	13,622	14.9
	計	61,193	86.2	65,504	87.6	68,611	87.6	75,047	89.4	79,403	89.8	82,461	90.5
自家処分量	9,756	13.8	9,291	12.4	9,759	12.4	8,916	10.6	9,039	10.2	8,630	9.5	

厚生省環境衛生局調べ

し尿の衛生処理は,水洗便所から排出されたものを下水道終末処理施設あるいはし尿浄化槽で処理する方法と,くみ取ったし尿をし尿処理施設あるいは下水道終末処理施設に運搬して処理する方法とがある。

くみ取りし尿の衛生的処理率は,41年度当時の55%に比較すれば,45年度71%とかなり向上してきているが,さらに衛生的処理率を高める必要がある。急速な人口の集中に対応しきれない都市地域においては,やむをえず海洋投棄等の不衛生処理が続けられている状況である。

水洗化人口は年々増加しているが,その形態をみると下水道の普及が著しく立ち遅れているためし尿浄化槽による水洗化の伸びが顕著である。第2-1-2表はし尿浄化槽の規模別にみた設置数の年次推移を示しているが,家庭向きの小規模なし尿浄化槽の増加が著しい。水洗便所に係るし尿は公共下水道に導いて処理する方法が最善であるので,小規模なし尿浄化槽の増加に対しては,その維持管理に対する使用者への啓蒙とし尿浄化槽清掃業者の活用による維持管理体制の強化が必要となってきた。

第2-1-2表 し尿浄化槽設置数(規模別)

第2-1-2表 し尿浄化槽設置数(規模別)

	41年度(注1)		45年度(注2)	
	設置数	構成比	設置数	構成比
20人未満	215,368	53.0	421,238	59.2
20～50	82,699	19.3	133,751	18.8
50～100	55,254	13.2	76,151	10.7
100～300	41,862	9.8	60,502	8.5
300～500	10,262	2.5	14,002	2.0
不明	143	0.0		
小計	411,688	98.2	705,644	99.2
500～1,000	5,461	1.3	4,426	0.6
1,000～2,000	1,109	0.3	1,301	0.2
2,000～3,000	168	0.0	241	0.0
3,000～4,000	57	0.0	115	0.0
4,000～5,000	31	0.0	48	0.0
小計	6,826	1.6	6,131	0.8
5,000以上	66	0.0	128	0.0
不明	551	0.1		
合計	419,031	100.0	711,903	100.0

厚生省環境衛生局調べ

(注) 1. 41年度末の数値を示す。
2. 45年12月31日現在を示す。

ごみ処理の状況は、第2-1-3表に示すとおりである。ごみ処理の基本は、可燃性のものは焼却した後に埋立てを、不燃性のものはそのまま、あるいは破碎または圧縮した後に埋立てを行なうこととしているが、45年度末においては、焼却率は55%で、なお直接に埋立て処分されているものが相当量ある。

第2-1-3表 ごみ処理の状況

第2-1-3表 ごみ処理の状況

	40年度		41		42		43		44		45			
処理区域人口	千人													
処理区域人口	64,231		67,855		71,292		76,080		80,592		84,694			
1人1日当たり排出量	g		g		g		g		g		g			
1人1日当たり排出量	695		712		755		815		870		909			
ごみの総排出量	t/日	%												
ごみの総排出量	44,522	100.0	48,340	100.0	53,825	100.0	62,005	100.0	70,115	100.0	76,998	100.0		
計	焼却	16,896	37.9	21,899	45.2	25,459	47.3	29,959	48.3	35,758	51.0	42,559	55.3	
	埋立	17,659	39.6	16,594	34.3	20,292	37.7	22,410	36.2	24,688	35.3	25,715	33.5	
	画	高速堆肥化			706	1.5	753	1.4	770	1.3	677	1.0	548	0.7
		堆肥	1,325	3.0	503	1.0	107	0.2	114	0.2	106	0.1	36	0.0
	収	飼料	252	0.6	287	0.6	215	0.4	145	0.2	102	0.1	96	0.1
	量	その他	966	2.2	941	2.0	660	1.2	813	1.3	988	1.4	945	1.2
	計		37,098	83.3	40,930	84.6	47,486	88.2	54,211	87.5	62,319	88.9	69,899	90.8
自家処分	7,424	16.7	7,410	15.4	6,339	11.8	7,734	12.5	7,796	11.1	7,099	9.2		

厚生省環境衛生局調べ

ごみの排出量は、1人1日排出量と処理対象人口の相乗積であるが、40年度以降の1人1日排出量の年平均伸び率は約6%となっており、また処理対象人口も年々拡大しているため、ごみの総排出量は年平均約11%の伸びで増加してきている。50年度を推定すると、1人1日排出量は約1,200gで、総排出量は12万5,300トンになる見込みである。

ごみの質については、粗大ごみの増加とプラスチック混入率の上昇の問題がある。粗大ごみは、耐久消費財を中心とした大型の廃棄物で、買替えの時期の到来、狭小な住宅事情等も加わって家屋内での蓄積は限界に達し、定期収集を行なう都市が増えている。しかし粗大ごみは大型で、不燃性であるか、あるいは可燃性であっても直接焼却は不可能なものが多いので、破碎施設および圧縮施設の緊急的な整備が必要になっている。

一般廃棄物中におけるプラスチック系廃棄物の混入率上昇の問題は深刻な事態を招いている。わが国のプラスチックの生産量は、45年度で530万トンに達し、アメリカに次いで世界第2位を占めるに至ったが、その用途別生産量の内訳をみるとフィルム・シート、日用品雑貨、中空成形容器などの使用期間の短い製品が約50%を占めているため、わが国のプラスチック系廃棄物の問題を大きくしているといえよう。

第2-1-4表は、都市ごみ中のプラスチック系廃棄物の混入率を示したものである。また、第2-1-5表は、代表的な都市におけるプラスチック系廃棄物の市町村焼却炉への持ち込みの割合を家庭系、産業系の各系別に示しているが、家庭系のプラスチック系廃棄物が60～80%を占めており、この系路からの流入をコントロールすることが鍵といえよう。

第2-1-4表 都市ごみ中のプラスチック系廃棄物の混入率の推移

第2-1-4表 都市ごみ中のプラスチック系廃棄物の混入率の推移

(単位: %)

	40年度	41	42	43	44	45
札幌市	—	3.5	3.2	4.5	5.4	—
小樽市	2.8	3.1	3.5	4.2	4.6	5.5
函館市	—	—	—	6.0	8.3	—
秋田市	—	—	—	6.0	7.0	—
山形市	—	—	—	3.0	5.0	—
水戸市	3.7	4.3	5.7	6.9	8.0	—
宇都宮市	—	—	—	4.2	5.1	—
川口市	5.0	7.0	9.0	12.0	15.0	8.0
行田市	3.0	5.0	7.0	8.0	9.0	—
東京都(23区)	4.3	4.8	4.5	8.0	9.7	—
国立市	2.0	2.5	2.5	3.0	3.0	—
横浜市	※4.5	※7.0	※5.7	※8.0	※7.4	—
川崎市	7.0	7.4	7.8	8.4	9.1	9.7
横須賀市	1.3	2.1	2.9	3.8	4.6	—
新潟市	—	—	3.0	5.0	7.0	—
甲府市	—	1.0	2.5	5.0	7.5	—
静岡市	3.6	3.7	4.0	4.0	4.5	—
名古屋	—	5.5	5.9	6.5	7.4	8.7
四日市	2.1	3.0	4.5	5.2	7.0	—
京都市	—	—	—	—	6.6	7.7
大阪市	3.3	5.1	5.1	5.8	7.6	—
堺市	7.0	8.0	9.0	11.0	13.0	—
下関市	—	—	—	—	—	7.8
徳島市	—	—	2.0	3.0	5.0	—
福岡市	3.5	—	—	4.2	6.0	7.8
北九州市	—	—	—	6.5	—	—
長崎市	2.0	2.0	3.0	3.6	6.0	6.0

厚生省環境衛生局調べ

- (注) 1. ※乾燥重量比。
2. * 産業系廃棄物を多量に含む。

第2-1-5表 プラスチック系廃棄物に関する調査結果

第2-1-5表 プラスチック系廃棄物に関する調査結果

(昭和45.4~46.3の平均)

(単位: %)

	焼却炉における混入率	処 理 量 内 訳		
		一 般 分	産業系小口	産業系大口
小樽市	6.5	81	19	—
仙台市	8.0	81	19	—
秋田市	8.0	65	11	24
前橋市	3.5	100	—	—
大宮市	6.0	46	21	33
川口市	8.8	81	19	—
松戸市	6.9	28	14	58
立川市	10.0	80	20	—
川崎市	10.5	83	11	6
高岡市	8.0	67	14	9
浜松市	7.7	43	3	54
名古屋	9.1~10.0	88	7	5
大津市	5.2	51	5	44
京都市	9.3	78	22	—
大阪市	12.0	42	58	—
神戸市	7.1	78	22	—
尼崎市	8.1	81	19	—
福岡市	6.0	79	21	—
大分市	7.0	71	22	7

厚生省環境衛生局調べ

プラスチック系廃棄物は通常のセルローズ系ごみと比較すると数倍から10倍の燃焼発熱量を有するため、炉内温度の異常な高温や腐蝕性ガスの発生による炉材の損傷をもたらす、また自然分解のきわめて遅いことによる埋立方式の不適さ等が指摘されている。

現在,市町村の保有する約1,300カ所のごみ焼却施設の性能からみて,プラスチック系廃棄物の混入率は10%が限界といわれているので,前表に示す数値からみて,プラスチック系廃棄物の混入率をこれ以上増加させないよう事業者回収させることとあわせて処理能力の高度化に重点を置いたごみ処理施設の整備が必要である。

第2-1-6表は,38年度以降の整備に要した事業費等の推移を示しているが,38年産に始まった第一次施設整備5カ年計画,次いで42年度を初年度とする第二次施設整備5カ年計画に引き続き,新たな第三次の施設整備計画が50年度を目標に推進されることとなった。

第2-1-6表 総事業費,国庫補助金,地方債額の推移

第2-1-6表 総事業費,国庫補助金,地方債額の推移
(し尿処理施設) (単位:百万円)

	総事業費	再 掲		
		国庫補助金	地 方 債	
38年度	8,512	2,086	3,231	第一次 5か年計画 ↓
39	18,407	4,021	5,800	
40	17,302	4,491	6,700	
41	11,150	2,752	3,900	第二次 5か年計画 ↓
42	10,000	2,117	3,600	
43	10,500	2,278	4,300	
44	11,100	2,461	4,500	
45	11,802	2,504	4,600	
46	14,586	2,670	7,900	

(注) 41年度以降は地域し尿処理施設分を含む。

(ごみ処理施設) (単位:百万円)

	総事業費	再 掲		
		国庫補助金	地 方 債	
38年度	4,518	94	2,553	第一次 5か年計画 ↓
39	5,300	94	3,200	
40	10,000	94	6,700	
41	11,471	400	7,600	第二次 5か年計画 ↓
42	13,600	600	9,100	
43	15,300	700	9,200	
44	15,900	830	10,500	
45	19,012	1,100	11,800	
46	36,894	2,216	22,400	

厚生省環境衛生局調べ

これら一般廃棄物の収集形態は,第2-1-7表に示すとおりであるが,ごみの収集は9割弱が市町村によるものであるのに対して,し尿の収集は半分近くが許可業者の手にゆだねられている。

第2-1-7表 一般廃棄物の収集形態

第2-1-7表 一般廃棄物の収集形態 (単位:kl/日, t/日, %)

	し尿の収集		ごみの収集		
	量	割合	量	割合	
市町村によるもの	直営	22,789	27.6	53,193	76.1
	委託	22,728	27.5	9,786	14.0
許可業者によるもの		36,942	44.9	6,920	9.9
計		82,459	100.0	69,899	100.0

厚生省環境衛生局調べ

また,運搬車等の保有状況は第2-1-8表に示すとおりである。

第2-1-8表 運搬車等の保有状況

第2-1-8表 運搬車等の保有状況

		保 有 数	積 載 量
し尿運搬車	バキューム車	14,923 ^台	33,317 ^{k^l}
	運搬トラック	305	979
	その他	207	256
	計	15,435	34,552
海洋投棄船		199 ^隻	26,314 ^{k^l}
ごみ運搬車	特殊運搬車	9,344 ^台	17,963 ^t
	運搬トラック	6,557	13,957
	その他	625	846
	計	16,526	32,766

厚生省環境衛生局調べ

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、事業活動に伴って排出される燃えがら、汚でい、廃油等18種類の廃棄物が定められている。現在、各都道府県では産業廃棄物の排出量に関する実態調査を完了または実施中のところであり、産業廃棄物に関する処理計画を策定中である。

第2-1-9表は、各都道府県における実態調査の結果から一部を掲載したものである。神奈川県では建設業、製造業からの廃棄物が多く、北海道では鉱業、製造業、第三次産業から、山形県では農業等からの廃棄物の排出が目立っている。

第2-1-9表 北海道、山形、神奈川、滋賀各県における産業廃棄物の業種別排出量推計

第2-1-9表 北海道、山形、神奈川、滋賀各県における産業廃棄物の業種別排出量推計 (単位：t/月)

	北海道	山形県	神奈川県	滋賀県
推計年度	46	46	46	46
農業等 ⁽¹⁾	170,734	80,223	93,869	1,230
鉱業	553,384	12,579	—	26,534
製造業	702,685	18,878	730,751 ⁽²⁾	67,942
建設業	—	112,253	2,034,835	—
第三次産業	461,252	19,168	46,672	30,527
生活等	—	—	35,952	—
合計	1,888,055	243,101	2,942,079	126,234

(注) (1) 農業等には、林業・狩猟業・漁業・水産業を含む。
 (2) 電気・ガス供給業からの排出量54,052 t/月を加算。

厚生省環境衛生局調べ

産業廃棄物も、一般廃棄物と同様に適正な処理処分が必要であるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって事業者の処理責任を明確にしたこととも関連して、事業者の自家処理、共同処理を推進することを基礎として、都道府県においても、埋立処分地をはじめ廃棄物処理建設用地の確保等補完的な対策を図ることが要請されている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 生活環境施設の整備

第1節 廃棄物処理対策

2 廃棄物処理の体系

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)は、45年12月25日に制定され、46年9月24日に関係政省令とともに施行された。

この法律は、従前から市町村によって行なわれてきた清掃事業の体系に加えて、事業活動に伴って生じた廃棄物についての事業者の責務を明定し、あらたに産業廃棄物の処理体系を確立しようとするものである。

旧清掃法が市街地における地域住民の居住環境の清潔を保持することによって、公衆衛生の向上を図ることを目的とするに止まっていたのに対して、廃棄物処理法は、生活環境の保全を図ることをも目的に加え、政令において廃棄物の衛生的な処理処分の基準が規定され、公害の防止に資する法律としての性格も賦与されている。

特に、処理体系の未整備であった産業廃棄物の処理に関しては、事業者の自家処理、産業廃棄物処理業者による処理、都道府県を軸とする地方公共団体による広域的処理など処理体系の整備、都道府県による監視指導体制の確立が規定されている。

(2) 「廃棄物処理施設整備緊急措置法」の制定

廃棄物の量的、質的变化に対応して、廃棄物処理事業を積極的に推進するため、新たな計画が必要となり、廃棄物処理施設整備緊急措置法が、47年6月23日に制定された。そしてこの法律に基づき、50年度を目標とする廃棄物処理施設整備計画を策定することとなっているが、その概要が47年3月14日に閣議了解されている。

その計画内容は次に示すとおりである。

整備の目標と事業の量

ア し尿処理施設

市町村が清掃事業の対象とする計画処理区域におけるし尿の衛生的処理率を45年度末の79%から50年度末には100%とするよう施設の整備を図るものである。

イ ごみ処理施設

ごみ処理については、計画処理区域における可燃性ごみの焼却率を45年度末の64%から50年度末には、90%とするほか、不燃性ごみ、粗大ごみについても適正に処分するための施設の整備および埋立処分地の確保を図るものである。

ウ 産業廃棄物の処理施設

地方公共団体が設置する産業廃棄物の処理施設であって、主として中小企業から排出される汚でい、廃プラスチック類、廃油等を対象とする産業廃棄物処理施設および埋立処分地について、緊急度の高い地域から逐次整備していくものである。

以上、これらの事業量および事業費を示したものが第2-1-10表である。

第2-1-10表 第三次整備計画における事業量及び事業費

第2-1-10表 第三次整備計画における 事業量及び事業費

	45年度末	50年度末	事業量			備考	
			46年度 ~50年度	47年度 ~50年度	46年度 ~50年度		47年度 ~50年度
し尿処理施設					740億円	590億円	
し尿処理施設	67,164k/日	82,560k/日	16,246k/日	11,300k/日		504億円	内更新分850k/日
地域し尿処理施設	190万人分	304万人分	114万人分	85万人分		86億円	内対象分43万人分
ごみ処理施設					2,900億円	2,530億円	
ごみ焼却処理施設	53,998 t/日	110,661 t/日	58,855 t/日	48,378 t/日		2,324億円	内更新分2,192 t/日
粗大ごみ処理施設			286基	274基		206億円	
小計					3,640億円	3,120億円	
産業廃棄物の処理施設					530億円	500億円	
合計					4,170億円	3,620億円	
予備費					400億円	400億円	
総計					4,570億円	4,020億円	

厚生省環境衛生局調べ

廃棄物問題は、社会問題としてその重大性がますます深く認識されるに至っており、快適な生活環境を保持するためには新たな計画に基づき、その施設整備を強力に進めるとともに、処理技術の開発と導入をあわせて推進していく必要がある。47年度より「廃棄物処理の技術開発に関する研究」、「中小都市の廃棄物処理システムの設計研究」を開始しているところである。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 生活環境施設の整備

第2節 水道の整備

1 水道施設整備の状況

わが国の水道は、30年以降急速に建設が進められ、45年度末現在において、水道施設は19,364か所、その給水人口は約8,375万人に達し、給水普及率は80.8%となっている。また、水道の給水量も、ここ数年、年々1割近く増え、45年度における年間総給水量は100.9億 m^3 である。

第2-1-11表 水道の施設数と給水人口

第2-1-11表 水道の施設数と給水人口
(45年度末) (単位: カ所, 万人)

	施 設 数	給 水 人 口
水道用水供給事業	35	—
上水道事業	1,662	7,236
簡易水道事業	14,021	912
専用水道	3,646	227
計	19,364	8,375

厚生省環境衛生局調べ

(注) 水道用水供給事業: 上水道事業や簡易水道事業に浄水を卸売りする事業

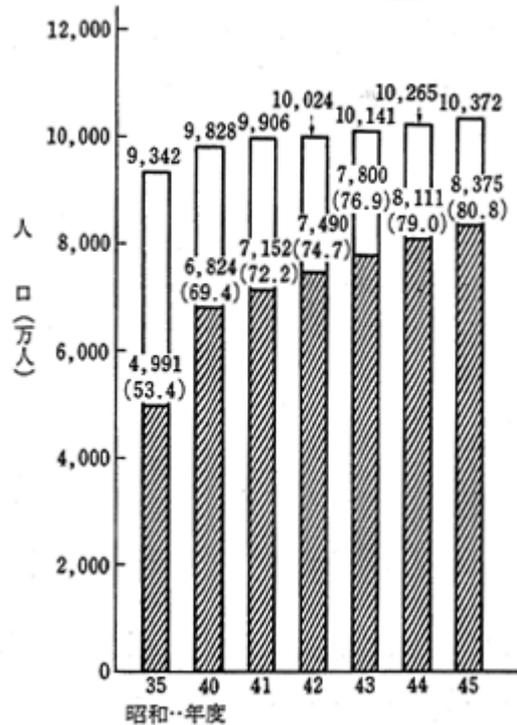
上水道事業: 給水人口5,001人以上の水道事業

簡易水道事業: 給水人口101人以上5,000人以下の水道事業

専用水道: 給水人口101人以上の自家用水道

第2-1-1図 給水人口の推移

第2-1-1図 給水人口の推移



厚生省環境衛生局調べ

(注) ()内は総人口に対する普及率

水道はこのように整備されてきたが、今日の水道事業には、次のような多くの困難な問題がある。

(1) 諸産業の進展、都市機能の高度化、生活水準の向上等によって水道用水に対する需要が大幅に増大している。これは、特に人口の集中の著しい大都市やその近郊において顕著である。このような需要水量の増大により、同一行政区域等地域内の水資源の開発では、需要に対処しきれないところがあるのである。水道水の需給の不均衡は、いまや全国的な問題であり、特に東京、大阪等主要都市圏においては、圏域外における水資源の開発が急務となっている。

(2) 水道水源の水質汚濁の進行により水道水に臭いがついたり、鉍工業排水等による水質事故があったりして、そのための給水停止や取水制限を行なわざるを得ない例もみられる。

(3) 水道水の急激な需要増をまかなうためダム建設や長距離導水など大規模な水道施設の建設が必要であり、その結果、水道の建設コストはここ数年著しく上昇している。

また、未だ水道の敷設が行なわれていない地域は、辺地、過疎地など地理的条件に恵まれていないところが多く、これらの地域にも多額の建設費が必要である。このような建設コストの上昇は、水道料金の高騰につながり、また、都市の形態、水源の種別などとともに、水道料金の格差をもたらしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 生活環境施設の整備

第2節 水道の整備

2 給水量

水道の需要水量は年々増加しており、45年度の1人1日平均給水量は351l、1人1日最大給水量は451lである。40年度における1人1日最大給水量は381lであったから、この5年間で1人当たり年平均14lずつ増加していることになる。これを給水人口による規模別で見ると第2-1-12表のように、給水人口の多い水道ほど1人当たりの給水量が多い。

第2-1-12表 規模別給水量

		第2-1-12表 規模別給水量		(45年度)		
	個所数	現在給水人口 (万人)	1人1日給水量 (l)			
			最大	平均	施設能力	
上水道	100万人以上	8	2,057	575	462	599
	50万人以上～ 100万人未満	7	502	463	362	474
	25～50	19	659	445	352	447
	10～25	85	1,413	412	322	428
	5～10	123	819	408	309	422
	1～5	648	1,356	365	270	407
	1万人未満	661	422	342	236	399
建設中	51	4	—	—	—	
計	1,602	7,231	451	351	476	
簡易水道	14,021	912	234	167	—	

厚生省環境衛生局調べ

これは、規模の大きい水道では、一般家庭以外に、事務所、工場、事業場、学校、商店などで使われる水量が多いことなどに起因すると考えられる。

45年度中の年間総給水量は、上水道、簡易水道、専用水道あわせて100.9億 m^3 で前年度に比べて7.8億 m^3 の増となっている。45年度の上水道事業と水道用水供給事業の年間取水量を水源別にみると、地表水68.4%、地下水29.1%であり地下水の取水が年々減少し地表水に依存する割合が増加している。地表水の中では、ダムを造って取水する割合が総取水量の24%を占め、ダム依存の取水の傾向は年々高まってきている。

また、上水道の給水量のうち、約60%は一般家庭で生活用水として消費されているが、その他は工業用、営業用、官公署用、学校用等の用途にあてられており、都市における産業、経済活動の動脈として重要な機能を果たしている。

厚生白書(昭和47年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

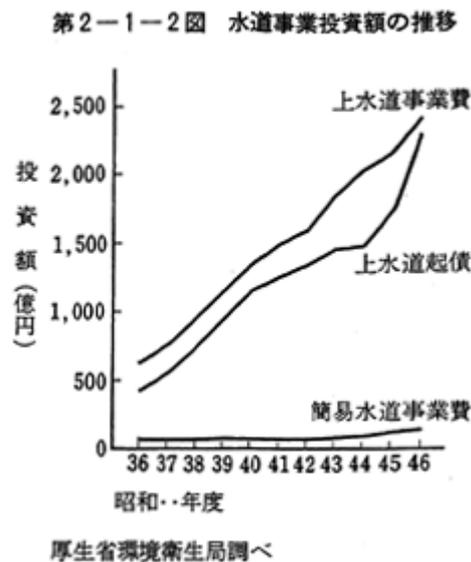
第1章 生活環境施設の整備

第2節 水道の整備

3 施設整備

水道の建設のための投資額は、第2-1-2図に示すように年々増加している。これは、水需要の増加と給水区
域の拡大に対処するための施設の整備拡充と改良事業等によるものであり、特に水源の確保難、遠隔化に伴
う貯水および導水施設ならびに送配水施設における事業費の増加が著しい。

第2-1-2図 水道事業投資額の推移



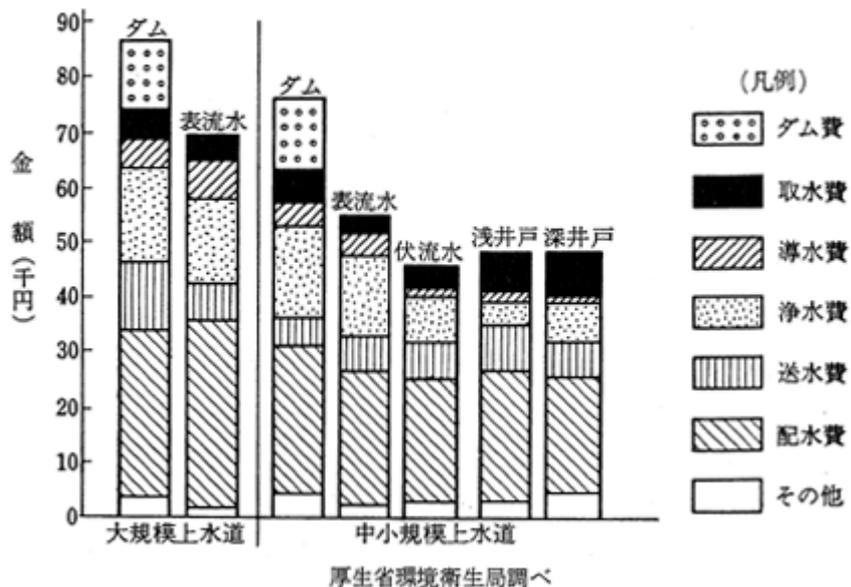
46年度の上水道の建設費は約3,000億円に達し、このうち67億円が国庫補助金、2,394億円が起債によってまかなわれている。

また、簡易水道の建設費の総額は189億円で、うち50億円が国庫補助金、104億円が起債によってまかなわれている。

この水道の建設費を1日1m³の水をつくる水道施設の建設単価と比較すると第2-1-3図のとおり上水道では大規模な水道が割高で、また、水源別にみると、ダムを造って水源とする水道は、河川の表流水、伏流水や浅井戸、深井戸を水源とする場合よりも割高であることを示している。

第2-1-3図 1日1mの水をつくる水道施設の建設単価

第2-1-3図 1日1m³の水をつくる水道施設の建設単価



各論

第2編 生活環境の整備

第1章 生活環境施設の整備

第2節 水道の整備

4 水源の水質汚濁

水道の原水の水質は、飲料用とするための浄水処理や維持管理等の面で大きな影響があり、できるだけ清浄なものが望ましい。しかしながら、最近では河川や湖沼、地下水が汚濁されることによって、水道が受ける被害も年々多くなってきている。最近における水道水源における水質汚濁による水道の被害状況は第2-1-13表のとおりである。

第2-1-13表 水質汚濁による水道被害の経年変化

第2-1-13表 水質汚濁による水道被害の
(39年度～ 経年変化
45年度)

年度	水道数(件数)				原					汚濁指標									
	上水	簡水	専水	計	鉱工業排水	農薬	汚物汚水	土木工事	採砂など	事故	塩水化	その他	有機物 病原生物	有毒物質	重金属	PH	臭味	外観	その他
39	51	14	4	69	31	2	5	4	12	1	4	15	13	3	24	2	9	46	
40	55	20	6	81	31	8	8	9	12	2	5	14	15	5	26	0	8	47	
41	69	24	4	97	44	5	8	4	14	0	8	20	20	7	24	2	7	55	
42	135	43	8	186	66	2	22	13	31	5	11	44	43	13	43	8	27	96	
43	156	28	7	191	69	8	42	27	20	2	7	28	67	6	24	8	40	119	
44	217	35	7	259	111	4	81	47	33	3	4	28	89	9	36	7	84	136	
45	229	38	10	277	82	4	48	45	29	12	3	81	76	16	32	8	88	122	58

資料：厚生省環境衛生局「水質汚濁による飲料水(水道)の被害状況調査」

この表からわかるように水道の被害は40年度には81件であったものが、45年度には277件と3.5倍に増加している。水源の汚濁の原因についてみると、鉱工業排水や汚物、汚水によるものでその半分近くを占め、河川上流での河川工事、採砂などによる高濁度水による浄水場でのろ過障害がやや増加の傾向にある。

また、汚濁の進行に伴って、貯水池や湖沼が富栄養化され、プランクトンや藻類等が異常発生し、それにより水道水に異臭がつく事例がでてきている。例えば、京阪神の重要な水道水源である琵琶湖では、急速に富栄養化が進みつつあり、京都市や大阪府下の水道などでは水の異臭が問題化している。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 生活環境施設の整備

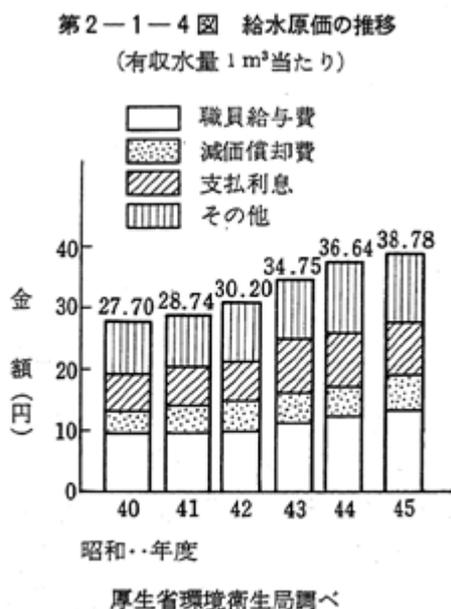
第2節 水道の整備

5 水道の経営

水道の建設は、そのほとんどが国庫補助金、政府や民間金融機関からの借入金によって行なわれている。これら借入金の償還や維持管理費等はすべて水道料金によってまかなわれ、こうした原価をもとに水道料金が決められているのである。

供給される水の原価は第2-1-4図に示すとおり、45年度には全国平均で1m³当たり38.78円で、前年度に比べて約6%上昇している。これは40年度に比べて40%の上昇となっている。

第2-1-4図 給水原価の推移



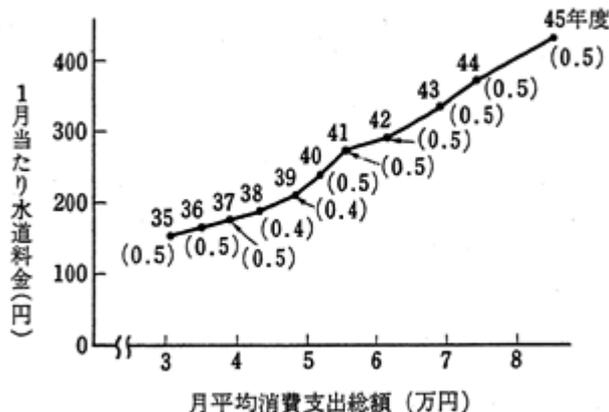
また、この原価のうち支払利息が22.4%を占めている。これは水道が急激な拡張工事をせまられ、そのために借入れた多額の建設費の利息を支払っているからである。

一方給水量1m³当たりの平均販売価格は34.47円となり、全国平均で給水原価を下回っている。したがって、雑収入を繰り入れてもなおかつ相当数の水道事業体が赤字を生じている。水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであるべきであり、必要に応じて料金改訂を行なわなければならないが、料金改訂は、社会的あるいは政治的な問題となりがちであり、容易にこれを行なえないために経営を圧迫されている水道が多い。

なお45年度における人口5万人以上の都市の勤労者1世帯における1月当たりの水道料金の平均支出は第2-1-5図に示すように421円で、これは消費支出総額の0.5%にあたり、十数年来ほぼ一定している。

第2-1-5図 月平均の消費支出総額と水道料金

第2-1-5図 月平均の消費支出総額と水道料金
(人口5万人以上の都市世帯対象)



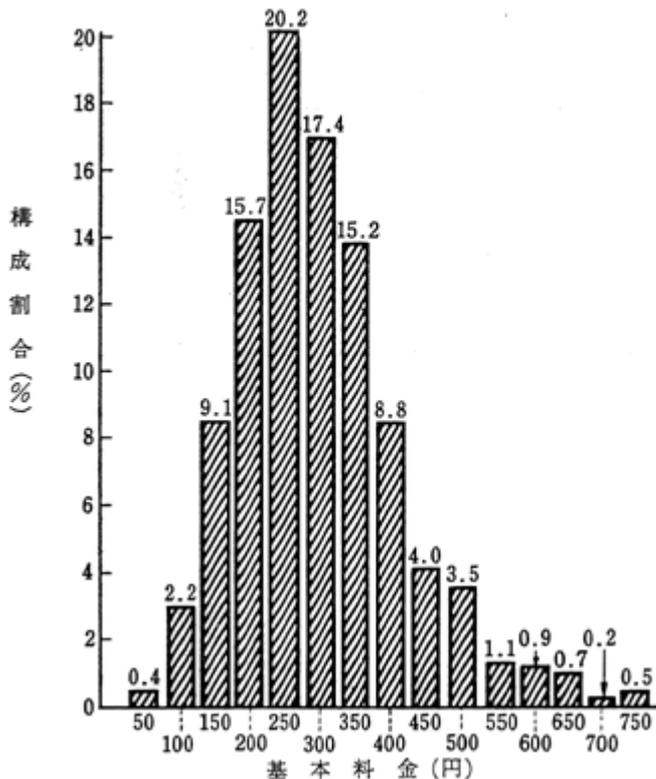
総理府統計局調べ

(注) () 内は消費支出総額に対する水道料金の割合である。

また、水道料金は個々の水道事業ごとに決められているので例えば1月10m³使用した場合の家庭用基本料金は第2-1-6図に示すように全国で大きな格差がみられる。

第2-1-6図 水道料金の格差

第2-1-6図 水道料金の格差 (46年4月1日現在)
(1月当たり家庭用基本料金)



厚生省環境衛生局調べ

厚生白書(昭和47年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 生活環境施設の整備

第2節 水道の整備

6 今後の方向

今日、水道の水質・水量に係る安全、確実あるいは経済性をそこなうような環境要因が多発し、もはや従来のような対症療法的手法をもってしては水道本来の使命の達成さえ危ぶまれるに至っている。したがって、将来に向けて真の国民へのサービスを指向した合理的な水道事業の建設・運営を推進するためには、根本的な対策を講じなければならない。

このような観点から46年11月厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会水道部会は「水道の未来像とそのアプローチ方策に関する中間答申」を提出し、現在審議を継続中である。この中間答申では、ナショナルミニマムとしての水道理念の確立、新しい理念に即応した広域水道圏の設定、施設整備の計画的推進、主要課題の解決の方向、行政機構等の整備をあげている。これからの水道として取り組まなければならない課題としては次のものがある。

第1には、増大する水道用水の需要に対応するため長期的な視野に立った水道水源の開発の促進である。飲料水等の生活用水の確保は国民生活の基盤であることはもとより、人間の生存にかかわる問題であるので、その優先性を確立し、多目的ダム、河口堰、長距離導水路の建設を推進するほか、既存水利の合理化による余剰水の活用を図ることが必要である。

第2には、水道水源の水質の汚濁防止対策であり、第一義的には環境基準の達成のため、放流水の水質規制とそれらの監視体制の強化等水質汚濁防止行政の拡充強化に期待するとともに、水道側も水源環境の変化に迅速に対応できるようにする。例えば、水質事故時の連絡通報体制の整備、原水の水質の監視体制の確立、原水および供給水の水質検査機能の強化、新しい浄水技術の開発、研究の促進等を行なう必要がある。

第3は、建設費の増大等に伴う水道料金上昇に対する措置として、経営の合理化を図るほか、建設財源について、国庫補助金の増額、起債の改善その他国の助成の強化である。また、同時に、水道料金の著しい格差の解消も図らなければならない。

なお、これらの問題を総合的に解決するためには、全国に散在する約2万の水道を合理的に統合・再編成し、施設配置の適正化を図る水道の広域化の推進が必要不可欠といえよう。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第1節 食品問題の動向と食品衛生法の改正

1 国内の動き

食品の安全について今日ほど国民の関心が集っていることはかつてなかった。加工食品のはんらん,流通規模の拡大,環境汚染による食品の汚染,売らんかなのための誇大な広告の問題等に対して国民は大きな不安を抱いている。

食品衛生問題の最近の特徴は,従来の急性の食中毒防止の問題にかわって慢性中毒防止の問題が著しく大きな比重を占めるようになったことである。もっとも,食中毒統計あるいは食中毒事件録からみるかぎり,細菌性中毒を中心とした急性中毒あるいは食品事故の問題が解決したわけではない。

食品添加物の安全性の再確認は従来から大きな課題であったが,これに加えて,母乳や人体からBHCなどの農薬あるいはPCBなどの環境汚染物質が検出されるに及んで,食品とこれら有害物質との関係が,大きな不安を伴ってクローズアップされてきている。カドミウム,水銀等の微量重金属農薬,さらに食品中のカビ毒の問題などの慢性毒性に関する研究の成果も緊急に求められている。

また,本年は,長年の懸案であった食品衛生法の改正が行なわれた。統一的な食品法の制定を求める声もあったが,今回はとりあえず食品衛生法の一部改正という形で,有害な物質が含まれている疑いがある食品等の販売禁止,新たに開発される食品による危害防止等の措置,食品等の検査制度の充実,表示制度の改善などを盛り込んだものであるが,その内容は後述する。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第1節 食品問題の動向と食品衛生法の改正

2 国際的動向

(1) 国際食品規格

消費者の健康を保護し、食品取引における公正な慣行を促進することを目的として、37年に、FAO(食糧農業機構)とWHO(世界保健機構)によって、食品規格委員会が設けられ、国際的に流通する食品の重要なものについて規格基準を作成する作業が進められてきたが、45年には、「包装食品の表示に関する勧告国際基準」、「太平洋さけます缶詰勧告国際規格」、「残留農薬に対する勧告国際許容基準」および「はちみつに関する欧州地域規格」を作成するための作業が最終段階に達し、さらに46年には「残留農薬に対する勧告国際許容基準—第2次シリーズ(ジフェニール等6品目)」をはじめ、「えび缶詰」、「乾燥きのこ」、「急速冷凍えんどう」、「砂糖」、「トマト缶詰」、「大豆油」等41項目について、規格等を作成する作業が最終段階に達している。

(注) この委員会の規格基準作成手続は10ステップから成り、9番目のステップで最終案を加盟各国に送り、受諾の有無について回答を求める。十分な数の国の受諾が得られれば、その規格基準は国際規格基準となる。

現在までのところ、国際規格基準となった項目はまだ一つもない。

この委員会には、現在89カ国が加盟している。

(2) 環境汚染の影響

本年6月、ストックホルムにおいて開催された国連人間環境会議においても、食品の安全性の問題がとり上げられた。

そこでは、食品は環境汚染物質が人体に入りこんでくる主要なルートであることが確認されるとともに、重金属やその他の化学物質、農薬、有害微生物、放射性物質が世界的にひろがっていることが指摘され、環境汚染問題の解決のため、研究を含めて、国際協力をさらに深めていくことが提案された。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第1節 食品問題の動向と食品衛生法の改正

3 食品衛生法の改正

第68回国会で成立した「食品衛生法の一部を改正する法律」は、1)食品の安全確保、2)営業者責任の強化、3)検査制度の充実、4)表示制度の改善など、当面必要とされる諸点を盛り込んだもので、その概要は、次のとおりである。

(1) 食品の安全確保

食品は、本来安全であるべきことはいうまでもないが、現実には、安全性に疑念のもたれる食品等が見受けられ、規制の強化が望まれるところから、有毒、有害な物質が含まれている疑いのある食品等も、販売等を禁止することとした。

また、科学技術の進歩に伴い、これまで飲食に供されなかったものが、新開発食品として登場する可能性があるため、これらについては、安全性の確証がない場合は、販売を禁止できるようにした。

(2) 営業者責任の強化

食品関係営業者は、当然、食品の安全確保のため必要な衛生上の措置を講ずる義務を負っているが、さらにこの徹底を図るため、厚生大臣は有毒、有害物質の混入防止措置に関し、また、都道府県知事は、営業施設の清潔保持その他管理運営面で講ずべき衛生上の措置に関し、基準を定めることとした。

また、冷凍食品などコンビニエンスフードとよばれる加工食品が大量生産され、かつ、大規模に流通消費されるようになってきたことにかんがみ、流通過程における食品の安全確保を重要視して、運搬を業とする者を営業者として規制することとした。

(3) 検査制度の充実

食品、添加物等の製品の性格、検査の困難さ等から公的な製品検査を実施しているが、この製品検査の検査機関の区分を明確にするほか、輸入食品等については、生産条件や法制の差異があることを考慮して、生産地の実情に合った検査を行なうこととした。

また、規格に適合しない食品等が発見され、その製造者の検査の能力等からみて、その後製造される食品等が引き続き規格に適合しないおそれがある場合などには、検査命令を発することができるようにした。

さらに、これらの検査を行なう体制を整備強化するため、新たに、指定検査機関の制度を設け、民間の公共的な性格を有する試験検査機関を活用することとした。

(4) 表示制度の改善および広告の規制

公衆衛生上の見地から消費者の保護を図るため、容器包装になされた表示にとどまらず、店頭に掲示による表示、添付文書による表示についても必要な規制を行ない、また、公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある誇大な表示および虚偽または誇大な広告についても、新たに規制を行なうこととした。

(5) その他

野菜、果実または飲食器の洗剤の規格、使用基準を定められるようにするとともに、有害な洗剤は販売や使用を禁止することとした。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第2節 食品衛生の状況

1 食中毒

(1) 食中毒の発生状況

食中毒事件は年ごとに増減がみられ、総体的には横ばいの状況にあるが、死者数は年々減少している。

46年は、件数1,118件(前年比1.3%減)、患者数30,731人(前年比5.5%減)、死者数46人(前年比27.0%減)となり、いずれも前年比で減少している。

月別の発生状況を見ると、8月に最も多く、32.1%、この8月を中心とする7～9月の高温多湿期には66.5%が発生している。これらの発生原因をみると61.7%が細菌性のものとなっている。

原因食品または病因物質が判明したものについてみると、原因食品別では、魚介類およびその加工品によるものが全体の29.3%を占め、病因物質別では、56.3%が細菌性のものである。

食中毒事件の発生件数を原因施設または摂取場所が判明したものについてみた場合、いずれも家庭での事件が多く、前者が26.7%、後者が42.3%を占めている。原因施設では、飲食店、旅館、事業所、仕出屋の順となっており、また、摂取場所では、事業所、旅館、飲食店の順で事件数が多い。

なお、増加傾向にあった学校における発生件数は、46年は48件で前年比で20%の減少を示しているが、1事件当たりの患者数が104.5人と、前年の106.9人に比してほとんど変わらず、全体平均の約3.6倍の高率を示しているため、今後の対策に一考を要する。

第2-2-1表 食中毒事件数・患者数・リ患率・死亡数・死亡率の年次推移

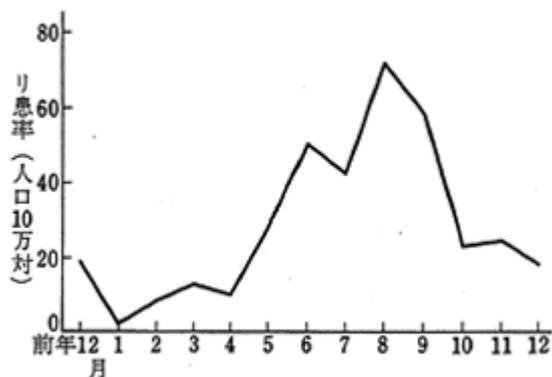
第2-2-1表 食中毒事件数・患者数・り患率・死亡数・死亡率の年次推移

	事 件 数	患 者 数	り 患 率 (人口10万対)	死 亡 数	死 亡 率 (人口10万対)
36年	2,631	53,362	56.6	238	0.3
37	1,916	38,166	40.1	167	0.2
38	1,970	38,344	39.9	164	0.2
39	2,037	41,638	42.9	146	0.2
40	1,208	29,018	29.6	139	0.1
41	1,400	31,204	31.5	117	0.1
42	1,565	39,760	39.7	120	0.1
43	1,093	33,041	32.6	94	0.1
44	1,360	49,396	48.1	82	0.1
45	1,133	32,516	31.3	63	0.1
46	1,118	30,731	29.3	46	0.0

資料：厚生省統計調査部「伝染病および食中毒統計」

第2-2-1図 食中毒り患率の季節変動

第2-2-1図 食中毒り患率の季節変動
(46年)



資料：厚生省統計調査部「伝染病および食中毒統計」

(2) 食中毒事件をめぐる訴訟

過去の食中毒事件のなかでも特殊なものとして注目されている43年のカネミライスオイル事件をめぐる45年以来6件の損害賠償請求訴訟が提起されている。いわゆる「油症」患者の数は1,000名余にのぼるが、このうち、患者約700名が、カネミ倉庫株式会社や国、北九州市などを相手に、総計約28億円の請求を行っているものである。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第2節 食品衛生の状況

2 食品関係営業施設

国内の食品関係営業施設数は、46年末現在で総数が307万4,361(前年比3.8%増)、5年前の41年末総数253万519に比べると21.5%の増加となっている。この内訳をみると、食肉販売業65.1%、乳類販売業46.1%、飲食店営業42.6%食品の冷凍または冷蔵業35.3%、魚介類販売業34.8%の伸びが著しい。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第2節 食品衛生の状況

3 食品等の監視指導と検査

(1) 食品衛生監視員

食品衛生監視員は、46年3月末現在、国に47名、都道府県・政令市(保健所を設置する市)に5,495名、計5,542名が配置されている。国の監視員は15名が本省に、32名が11カ所の主要港(小樽、東京、羽田、横浜、清水、名古屋、大阪、神戸、門司、博多、鹿児島)に駐在し、輸入業者の指導および輸入食品等の検査にあっている。一方、都道府県・政令市の監視員は、県庁・市役所、保健所に配置されて、国内約307万にのぼる食品関係営業施設の監視指導ならびに食品、添加物、器具、容器包装の収去、検査等を行なっている。

(2) 監視指導の状況

都道府県等の食品衛生監視員が、46年中に行なった監視指導件数は、要許可施設に対するものが、許可前に55万4,880件、許可後に244万8,347件、不要許可施設に対しては128万5,007件となっている。

また、監視指導等に基づく行政措置は、営業許可取消しが31件、営業禁止282件、営業停止1,213件、施設の改善命令が1,874件、物品の廃棄命令が9,634件、その他の処分が4万2,758件である。

一方、国の食品衛生監視員が、主要港で輸入食品の届出を受理した件数は、46年度中に、18万8,587件(前年比7・5%増)で、このうち、1万2,278件について検査を行ない、そのうち、1,138件について不良食品として積戻し、廃棄または食用外用途への転用等の措置を指示している。

(3) 検査

食品衛生行政上、行政処分や指導を有効に行なうには科学的判断が要請され、そのため検査を実施している。

食品衛生検査施設は、食品衛生法第18条の規定により、国、都道府県および政令市が必ず設けなければならないことになっている。国では、国立衛生試験所が、都道府県や政令市では、衛生研究所とよばれる機関が、それぞれ食品衛生検査施設の役割をになっているが、近時の食品をめぐる諸問題に対応した行政需要の伸びに応じうるだけの検査機能は必ずしもなく、設備整備、要員の確保が大きな課題となっている。

最近では、民間検査施設の活動も活発となってきているが、結果の判定に対する信頼度に欠けるところもみられるので、公正中立で権威のある民間検査機関の誕生が待たれる。この意味で、45年12月15日に設立され

厚生白書(昭和47年版)

た財団法人食品薬品安全センターが、総工費23億円を投じ、100人余の職員をもってこの役割りをになうべく現在施設整備を進めていることは注目される所であり、来年度の開所、業務開始が期待されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第3節 食品の安全確保

1 食品の安全基準の整備

食品は安全なものでなければならないが、食品工業の発展に伴う製造方法の変化等により有害物質や異物が混入するなどして、人の健康に危害を及ぼすことがある。また、最近では環境の汚染によって食品の安全性がそこなわれるという新しい問題に直面している。食品の安全を確保するためにはその処理の過程での衛生的な取扱いが極めて重要な意義をもつが、そのためには製品についての規格を定め、必要な製品の検査をすることによって安全性を確認することが必要である。

現在、食品の規格基準としては、添加物の使用基準や一部の食品についての重金属含有限度が定められている程度であるが、今後は広い視野から食品安全基準という形で整備していくことが必要であり、厚生省では、計画的にこの検討を進めていく予定である。

また、今回の法改正では、検査命令の制度を新たに設けたが、今後、検査機関の整備とあいまってその活用を図っていくこととしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第3節 食品の安全確保

2 PCB汚染

PCB(ポリ塩化ビフェニール)が各種の魚介類に含まれていることがわかり,大きな社会的関心を集めている。

厚生省では,46年9月以来,PCBの慢性毒性等の研究に取り組んできたところであるが,特に食品におけるPCB問題の緊急性にかんがみ,早急に暫定的基準を設定することとした。

そのため,本年4月,食品衛生調査会にPCB特別部会が設けられ,検討を続けてきたが,8月14日,答申を得たので,これにもとづき次の暫定的基準を設定した。

魚介類 遠洋沖合魚介類(可食部)0.5ppm

内海内湾(内水面を含む)魚介類(可食部) 3ppm

牛乳(全乳中)0.1ppm乳製品 (全量中)1ppm

育児用粉乳(全乳中)0.2ppm

育児用粉乳(全乳中)0.2ppm

肉類(全乳中)0.5ppm

卵類(全乳中)2ppm

容器包装5ppm

なお,PCBの慢性毒性試験等を継続実施しているので,新しい知見が得られたならば,更にその結果次第によって規制値を改訂することを考慮する。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第3節 食品の安全確保

3 残留農薬

病虫害を防除する目的で農作物に散布した農薬は、その使用程度によっては、食品に残留し、その食品の摂取により人の健康をそこなうおそれがある。このため、食品中に残留する農薬の基準を設定する必要があり、農作物に関しては39年産から、乳肉食品に関しては44年度から農薬残留量の実態調査を進めている。この計画では、52の主要農作物については、48年度までに調査を終える予定であるが、このうち調査の終わった食品から順次残留基準を設定していくこととしている。

これまでに、25食品(いちご、なつみかん、日本なし、ぶどう、もも、りんご、キャベツ、きゅうり、トマト、ばれいしょ、ほうれんそう、茶、大根、米、かき、かぶ、かぼちゃ、ごぼう、小豆、大豆、なす、はくさい、ピーマン、みかんおよびレタス)について12農薬(DDT、BHC、鉛、ヒ素、パラチオン、EPN、ディルドリン、アルドリン、エンドリソ、マラチオン、ダイアジノンおよびカルバリル)の残留基準を定めており、47年度は、えんどう、びわ、みつば等9品目について残留量の実態調査を行なっている(第2-2-2表参照)。

第2-2-2表 残留農薬基準一覧表

第2-2-2表 残留農薬基準一覧表

(単位: P P m)

食品名	ヒ素	鉛	BHC	DDT	パラチオン	ディルドリン(アルドリリンを含む)	エンドリン	EPN	馬拉チオン	ダイアジノン	カルバリル
きゅうり	1.0	1.0	0.2	0.2	0.3	0.02	検出してはならない	0.1	0.5	-	-
トマト	1.0	1.0	0.2	0.2	0.3	0.02	"	0.1	0.5	0.1	-
ぶどう	1.0	1.0	0.2	0.2	0.3	検出してはならない	"	0.1	-	0.1	1.0
りんご	3.5	5.0	0.2	0.2	0.3	"	"	0.1	-	0.1	1.0
キャベツ	-	-	0.2	0.2	0.3	0.02	"	0.1	2.0	-	-
いちご	1.0	1.0	0.2	0.2	0.3	検出してはならない	"	0.1	0.5	0.1	-
茶	-	-	0.2	0.2	0.3	"	"	0.1	-	0.1	1.0
なつみかん(皮)	3.5	5.0	0.2	0.2	0.3	"	"	0.5	-	-	-
なつみかん(実)	1.0	1.0	0.2	0.2	0.3	"	"	0.1	-	-	-
日本なし	3.5	5.0	0.2	0.2	0.3	"	"	0.1	-	0.1	-
ばれいしょ	1.0	1.0	0.2	0.2	検出してはならない	"	"	0.1	0.5	0.1	0.1
ほうれんそう	1.0	5.0	0.2	0.2	0.3	"	"	0.1	-	-	1.0
もも	1.0	1.0	0.2	0.2	0.3	"	"	0.1	0.5	-	-
米	-	-	0.2	0.2	検出してはならない	"	"	0.1	0.1	0.1	1.0
だいこん(根)	-	-	0.2	0.2	0.3	0.02	"	0.1	-	-	-
だいこん(葉)	-	-	0.2	0.2	0.3	0.02	"	0.1	-	-	-
かき	-	-	0.2	0.2	0.3	検出してはならない	"	0.1	0.5	0.1	1.0
かぶ(根)	-	-	0.2	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-
かぶ(葉)	-	-	0.2	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-
かぼちゃ	-	-	0.2	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-
ごぼう	-	-	0.2	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-
小豆	-	-	0.2	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-
大豆	-	-	0.2	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-
なす	-	-	0.2	0.2	0.3	0.02	検出してはならない	0.1	0.5	0.1	-
はくさい	-	-	0.2	0.2	0.3	0.02	"	0.1	-	0.1	-
ピーマン	-	-	0.2	0.2	0.3	0.02	"	0.1	0.5	0.1	-
みかん	-	-	0.2	0.2	0.3	検出してはならない	"	0.1	0.5	-	1.0
レタス	-	-	0.2	0.2	0.3	0.02	"	0.1	-	0.1	-

厚生省環境衛生局調べ
(注) ヒ素は AS₂O₃

なお、残留基準が定められた農薬の使用については、逐次、農林省から安全使用基準が示され、地方農政局、各都道府県を通じて農家に対する農薬の散布方法等の指導が行なわれている。

一方、43年度より、新たに開発された農薬の登録に際しては、事前にその安全性について評価してきたところであるが、45年末改正された農薬取締法に基づき、48年1月からは、既存農薬についても再登録申請の際、当該農薬の作物への残留性毒性等の資料を添付しなければならないこととなったので、これら農薬についても厚生省において事前にその安全性を評価していくこととしている。

なお、46年の改正後の農薬取締法に基づき、同年5月1日からDDTは全面的に禁止され、BHCおよびドリノ剤は果樹、林業の一部に使用が制限されたが、さらに同年12月30日以降BHCは全面的に使用が禁止された。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第3節 食品の安全確保

4 カドミウム等微量重金属

微量重金属が食品摂取を通じて人体に入った場合の影響については不明な点が多く、今後の研究にまつところが大きい。

カドミウムについては、主食である米について1ppm未満を安全基準として45年10月15日に告示した。

米以外の穀類、野菜等についても基準を定めるべきであるとの論もあるが、人体汚染に関して一番重要と考えられる米について、十分の安全性をみて決めてあるので他については当面必要がないものと考えている。

重金属問題については、その緊急度の高いものから慢性毒性について研究を進めることとし、鉛、有機水銀、カドミウム、ヒ素およびマンガンについて目下研究を進めている段階である。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第3節 食品の安全確保

5 放射線照射食品

放射線を照射することによって発芽を防止し,あるいは殺菌を行なって,食品の保存性を高めることが今や
実用段階に入ってきた。厚生省は,食品衛生法の規定により一般的には食品に放射線を照射して処理する
ことを禁止することと,安全性が確認された場合にだけ,食品ごとに基準を設けて放射線照射を許容する方
式をとるべく食品衛生調査会に諮問し,現在,審議が進められているが,近く結論が出される運びとなってい
る。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第3節 食品の安全確保

6 石油たん白

石油から分離したノルマルパラフィンを栄養源として繁殖した微生物の菌体を利用したいわゆる石油たん白については、現在、これを家畜等の飼料とする計画が進められているが、飼料として与えられた家畜の乳肉等が人の食品となる場合、その安全性について食品衛生調査会において慎重に検討を重ねた結果、原料、製品等について急性および慢性毒性試験を行なって、安全を確認したうえで企業化を認めようという厳しい方針を打ち出し、目下、それらについて調査審議中である。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第4節 牛乳,乳製品および食肉

1 牛乳,乳製品の衛生

第2-2-3表 牛乳生産量および用途別乳量

第2-2-3表 牛乳生産量および用途別乳量 (単位: 千トン)

	生乳生産量	飲用牛乳向	乳製品等加工原料向
36年度	2,133.0	1,105.2	844.5
37	2,437.1	1,188.0	1,067.2
38	2,761.3	1,396.8	1,073.2
39	3,020.2	1,644.1	1,181.0
40	3,220.5	1,771.5	1,259.0
41	3,408.8	1,974.3	1,248.0
42	3,566.7	2,114.6	1,259.6
43	4,015.9	2,323.3	1,505.0
44	4,508.6	2,482.3	1,835.2
45	4,761.5	2,623.5	1,962.2
46	4,819.8	2,663.6	1,996.9

資料: 農林省「農林水産統計」

(1) 現状

食生活の変化に伴い,牛乳,乳製品の生産と消費の伸びは著しいものがあり,日常の食生活の中でも,主食と同様重要な地位を占めるに至っている。

46年度中の生産量は,生乳が481万9,800トン(35年比2.5倍),飲用向266万3,600トン(35年比2.7倍),バターが4万7,699トン(35年比4.0倍),チーズが4万2,906トン(35年比8.2倍)にのぼっており,なかでもチーズは,その原料の大部分が輸入品ではあるが,生産量の伸びが著しい。

牛乳,乳製品の取扱いに対する監視指導は,従来より特に重視し,施設およびその取扱いの衛生状態の監視,製品の収去検査に努めている。

(2) 加工乳問題

牛乳,加工乳にその使用を禁止されている異種脂肪またはカゼインが混入されている旨の疑念が,消費者団体,生乳の生産者団体あるいは公正取引委員会から提起された。

現在までの事例からみると牛乳処理場における牛乳処理施設と異種脂肪等を処理または使用する施設との区画に不備があり,また原料品の仕入先,標示および品質の確認等が不十分であることが多く認められた。

これらに対処するため,関係業者に対する立入検査,原料および製品の収去検査を一層強化し,違反の排除摘発に努め,違反のあった場合は厳重な処分をすることとしている。

さらに,これに関連して,消費者,生乳の生産者から加工乳のあり方について批判があるが,現在の牛乳の需給事情から地域的,季節的にアンバランスがあるので,ただちに加工乳を廃止することはできないので,さしあたり,微量栄養素の添加の禁止,標示事項の改善等の措置を講ずることとしている。

(3) 牛乳中の残留農薬

牛乳中の有機塩素系農薬については,その減少対策の推進により,最近ではその残留量は減少し,46年6月に示した暫定基準ベータ-BHC0.2ppmをこえるものは見られなくなった。

いうまでもなく,牛乳中には農薬が残留しないことが理想であり,DDTおよびBHCの全面的使用禁止とあいまって,さらに,残存の実態について調査を行ない,牛乳中の農薬残留の減少対策の実効をあげるよう努力している。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第4節 牛乳,乳製品および食肉

2 食肉の衛生

食肉の需要は増大の一途をたどり,46年におけると畜頭数は,1,436万7,335頭に達している。

一方,最近の家畜疾病の複雑多様化に対応し,検査対象疾病を公衆衛生の見地から広く検討し,その結果,47年4月と畜場法施行規則の一部改正を行ない,現行の疾病のほかにトキソプラズマ病など14の疾病を新たに追加した。また,この改正にあわせて検査の結果に基づく廃棄その他の措置を明確にするなど食肉衛生の万全を期すこととしている。

また,家畜疾病の複雑多様化に対し,精密検査施設の整備拡充が望まれているが,現在すでに全国の23の都府県市において食肉衛生検査所を設置し,食肉衛生検査の向上に資している。今後,食肉衛生検査所を全国の各府県に設置し,科学的な食肉検査を実施するための施策を推進する必要がある。

さらに,と畜場の整理統合を推進するとともに,食肉の細菌汚染防止のための衛生的取扱いの基準の制定などを図り,食肉衛生の向上を一層強化する必要がある。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第4節 牛乳,乳製品および食肉

3 乳肉食品中の抗生物質

家畜の生長促進などに抗生物質製剤のはたす役割は大きく,その使用量も年々増加しているが,これらの抗生物質が乳肉食品中に移行残留することが公衆衛生上の問題として提起されている。

45年度からその残留の実態について調査を行なっているが,現在までのところ家畜の疾病治療に使用した直後のものに一部の抗生物質が若干残留する例もあるが,さらに調査研究を進め,動物用抗生物質製剤の使用方法の制限など対策の強化を図ることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第5節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は、厚生大臣が人の健康をそこなうおそれがないものとして指定したものしか使用できないことになっており、添加物の指定に際して安全が確認されることとなっている。しかし、添加物の安全性を確認するための毒性試験の技術水準等は年々向上しているため、新しい学問的視野でその安全性を再確認し、より安全性を高めるため常に再検討することが必要である。

この再検討は、37年より計画的に行なわれているが、さらに徹底的にこれを実施するため、45年度以降48年度にかけてサッカリン、デヒドロ酢酸、食用赤色102号等25品目について慢性毒性試験のほか、催奇形性試験、代謝試験等の精密試験も加えて行なうこととし、現在この計画にしたがって作業を進めている。今までの再検討の結果、指定が取り消された品目はズルチン、食用赤色101号等23品目で指定添加物総数は340品目となった。

さらに、安全性の面で問題がない添加物であっても、これを使う必要性の少ない食品については、その使用を、規制するという方針のもとに、以前より生鮮野菜、豆類等について着色剤および漂白剤の使用を禁止していたが、45年度以降この方針を推進するため着色剤、漂白剤の使用実態調査を進めることとし、その結果に基づいて46年度には紅茶、茶、のり、きな粉、わかめ、こんぶ、しょう油およびみそについては着色剤、ごまについては漂白剤の使用を禁止した。

なお、この実態調査は、今後も引き続き実施していくこととしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第6節 器具,容器包装,おもちゃおよび洗剤

1 器具および容器包装

46年10月,日本公衆衛生学会で,幼児用のユリア樹脂製の食器の常用と視野狭窄が関係があるという報告がなされて,合成樹脂食器の問題がクローズアップされた。厚生省においても,問題の重要性から,ことの真疑を明らかにするため,眼科の研究者グループにこの点の追及を依頼すると同時に,ホルマリンの体内代謝についての研究を行なった。また,食器から,このような異物が溶出することは好ましくないので,業界団体を通じて,自主的規制を促した。

そのほか,46年から本年にかけて,容器包装への蛍光染料の使用,陶磁器などからの鉛,カドミウム等の溶出,缶詰からのすずの溶出の問題などがあいつぎ,器具,容器包装等の安全問題にも関心が寄せられた。これまでは,食品添加物や残留農薬についての基準作成や検査機能の拡充が図られてきたが,今後は,上述の器具,容器包装等についての検査方法の確立・基準の設定・検査機関の機能強化等が必要である。なかでも合成樹脂製容器包装の規格基準作成については,46年度より予算措置がなされ,現在その作成作業が進められている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第6節 器具,容器包装,おもちゃおよび洗剤

2 おもちゃ

乳幼児が用いるおもちゃについて,口に接触すること等による健康上の危害の発生を防止するため,衛生上の規格基準を定める作業が,44年度から進められていたが,本年8月,おりがみ,うつしえ等数品目についてヒ素・カドミウム・鉛等の重金属,着色料等に関する規格基準が設定された。

なお,引き続き乳幼児が用いる主要なおもちゃ約45品目について規格基準の整備を進めていくこととしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 食品衛生

第6節 器具,容器包装,おもちゃおよび洗剤

3 洗剤

野菜もしくは果実または飲食器の洗剤については,従来から適正な使用を行なうよう指導してきたところであり,使用上の注意事項については,家庭用品品質表示法により必要な表示が行なわれているところであるが,今回の食品衛生法の改正により公衆衛生の見地から適正な使用をさせるための基準および品質規格の設定ならびに本質的に有害な洗剤の排出を法的に規制することとなった。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

1 環境衛生関係営業

環境衛生関係営業は、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業などのように、国民の日常生活に密着したサービスを提供するものであり、46年末における施設数は、第2-3-1表のとおりである。

第2-3-1表 環境衛生関係営業の施設数および事業所規模

	施設数			従業者規模別事業所数の構成比 (44年)		
	40年	46年	年平均伸び率	1~4人	5~49	50~
総数	1,089,965	1,534,978	6.8	% 80.6 (78.4)	% 19.0 (21.3)	% 0.4 (0.3)
興行場	7,629	5,573	44.5	23.9 (24.2)	74.2 (74.5)	2.0 (1.3)
ホテル営業	258	496	15.4	73.0 (69.5)	25.7 (29.0)	1.3 (1.5)
旅館 "	67,485	78,533	2.7			
簡易宿所 "	11,569	20,828	13.3			
下宿	2,333	2,524	1.4			
公衆浴場	24,032	25,403	1.0	74.2 (70.4)	25.5 (29.4)	0.3 (0.2)
理容所	120,420	137,062	2.3	89.8	10.2	0.0
美容所	89,616	118,642	5.4	※(86.7) 88.0	※(13.3) 12.0	※(0.0) 0.0
クリーニング所	53,238	83,113	9.4	82.9 (77.9)	16.7 (21.7)	0.4 (0.4)
飲食店営業	561,636	885,368	9.6	78.0 (76.4)	21.6 (23.2)	0.4 (0.4)
喫茶店 "	77,372	47,596	46.4			
食肉販売業	64,495	122,330	15.0	83.3 (81.3)	16.7 (18.7)	0.0 (0.0)
氷雪販売業	9,882	7,510	44.0	-	-	-

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」および総理府統計局「事業所統計調査報告」

(注) 1 () 内は41年の数字である。

2 ※は理容所と美容所を合わせた構成比である。

環境衛生関係営業にとって、衛生水準の確保は特に必要なことであり、それぞれの施設に応じ、法令により、遵守すべき衛生措置基準(換気、照明、防湿、消毒等)等が定められ、保健所に置かれている環境衛生監視員により、衛生措置に関し、監視および指導が行なわれている。また、業種ごとに、法律に基づき環境衛生同業組合を組織し、組合員の営業に関する指導を行なう等、自主的に衛生水準の向上、経営の合理化等のための活動を行なっている。

環境衛生関係営業は、その業種によって種々異なった事情を有するが、一般的にはつぎのような特色がある。

第1は、第2-3-1表にみるとおり零細規模の営業が多く、従業員5人未満の事業所が80%をこえており、年々その割合が高まっていることである。これは、環境衛生関係営業が生業的性質を有することによるものである。

第2は、人手不足が深刻化していることである。これは、わが国が全国的に労働力の不足状況にあることにもよるが、特に環境衛生関係営業においては、機械設備の導入による省力化の余地が少ないことによるものである。

第3は、営業施設の相対的過剰の傾向がみうけられることである。特に理容業・美容業においては、料金との悪循環がみられ、深刻な問題となっている。

第4には、第2-3-2表にみられるような料金の上昇があげられる。これらの業種においては、料金が賃金的性質を有していることが多いため、諸経費の上昇を生産性の向上によって吸収することができず、さらに人手不足とあいまって、料金の上昇が著しくなっている。

第2-3-2表 消費者物価指数

		第2-3-2表 消費者物価指数						
		40年	41	42	43	44	45	46
総	合	100.0	105.1	109.3	115.1	121.1	130.4	138.4
理	容	100.0	109.7	117.3	128.7	141.0	160.1	184.9
	パーマメント料	100.0	108.1	113.9	122.2	135.7	153.5	178.1
	入浴料(大人)	100.0	113.6	115.0	126.4	134.8	145.6	156.8
	洗たく代(ワイシャツ)	100.0	100.5	99.0	103.9	110.5	120.5	137.0
	"(背広)	100.0	99.0	95.9	96.6	99.9	105.5	112.3
	映画観覧料	100.0	108.4	116.8	129.4	146.9	159.4	175.8
	宿泊料	100.0	108.9	117.2	122.7	126.0	128.2	139.0

資料：総理府統計局「消費者物価指数年報」

(注) 表中の数は40年を100とした指数である。

このように環境衛生関係営業は零細規模のものが多く、経営の体質は弱い。これらの営業者の資金力を補うため、衛生水準を高め、近代化に要する資金について環境衛生金融公庫から融資を行なっているところであるが、営業の体質改善のためには、何よりも業者自身による自主的な努力が要請される。

この自主的な努力を助長し、適切な近代化合理化を行なわせるために46年度から、業界の中から環境衛生相談員を養成することとした。相談員は、環境衛生関係業者からの相談に応じて、経営や設備の近代化合理化に関する指導を行なうものであり、これに必要な知識を付与するため、国の補助を受けて、各都道府県において講習会を実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

2 公衆浴場業

環境衛生関係営業のうちでも、今日特に深刻な事態に直面しているのが公衆浴場業である。

公衆浴場は、江戸時代以来、国民の日常生活に無くてはならない施設として親しまれてきた。しかし、近年、住宅事情の改善に伴う自家風呂の普及により入浴客が減少したこと、人件費その他の諸経費の高騰に対して合理化による生産性の向上が特に困難である業態であること、入浴料金が物価統制令による統制下にあること等の事情が重なり、多くの公衆浴場業が経営困難に陥っている。そのため、転廃業する者が続出し、ここ数年の民営一般公衆浴場数の減少傾向をみても、43年中77,44年中300,45年中514,46年中662(1日平均1.8)と年々激しくなっている。

一部地域には、新規開業したものの多少あるので、実際にはこれらの数を上回る施設が転廃業したことになる。

このため、地域によっては、公衆浴場以外に入浴すべき場を持たない住民に深刻な影響をもたらしている。

これらの事情を背景に45年9月公衆浴場問題懇談会が設置され、公衆浴場問題全般にわたって検討論議を重ねてきたが、本年7月27日「わが国における公衆浴場問題の実態と今後とるべき対策について」と題する意見書をまとめ、厚生大臣に提出した。

その内容は、公衆浴場利用者の多くが自宅に入浴設備を持たない低所得者層であることにかんがみ、利用者の負担の高騰をできるだけ避けながら公衆浴場業の経営を安定させ、その存続を図るということを目指し、当面、(1)入浴料金は法的規制の下におくが、その額の算定方法はもっと合理的にすること、(2)配置規制はなお存すること、(3)公的助成指導はなお一層拡充強化すること等となっている。

厚生省としては、今後この意見書を基礎に、公衆浴場対策を進めていくことになる。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

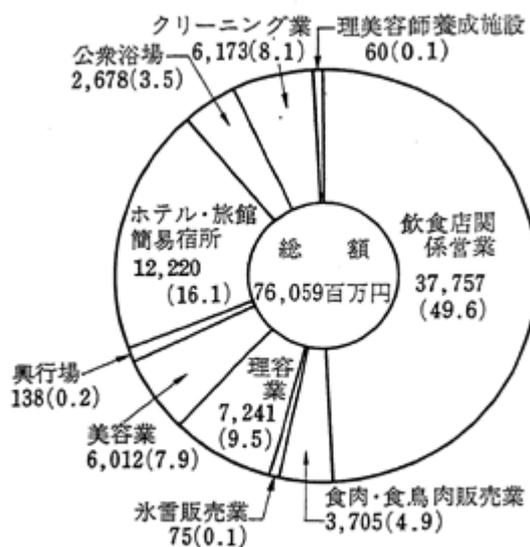
3 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫は、設立以来、環境衛生関係営業の衛生水準を高め近代化を促進する目的で設備資金の融資を行ってきたが、本年度で6年度目を迎え、公庫の貸付残高も1,636億円となった。

46年度における貸付実績は、第2-3-1図で示すとおり、総額760.6億円であり、昨年の貸付実績630億円に比べて20.7%増加した。

第2-3-1図 環境衛生金融公庫業種別融資実績

第2-3-1図 環境衛生金融公庫業種別融資実績
(46年度)



環境衛生金融公庫調べ
(注) () 内の数字は%

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 生活環境の衛生管理

第2節 建築物衛生その他の環境衛生対策

1 建築物衛生

建築物の維持管理面における衛生対策は、45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行なわれている。

同法では、興行場、店舗、事務所、学校等の用途に供される8,000m²以上の建築物を「特定建築物とし、これについて「建築物環境衛生管理基準」の遵守と「建築物環境衛生管理技術者」の選任を義務づけている。

特定建築物数は、第2-3-3表のとおりである。

第2-3-3表 特定建築物数(届出件数)

第2-3-3表 特定建築物数(届出件数)
(46年7月31日)

	興行場	百貨店	集会場	図書館	博物館 美術館	遊技場	店	舗	事務所	学	校	旅	館	計
建築物数	58	198	33	4	5	29	145	893	249	158				1,772

厚生省環境衛生局調べ

特定建築物数(届出件数) これら特定建築物については、保健所等に置かれている環境衛生監視員が監視指導を行なっている。45年10月から46年7月までの間に、中央管理方式の空調設備を有する特定建築物について管理基準に対する適合状況を調査した結果は第2-3-4表のとおりであり、一部の特定建築物については、なお維持管理の改善強化が必要であることを示している。

第2-3-4表 管理基準に対する適合状況

第2-3-4表 管理基準に対する適合状況 (単位:件)

	空気環境の調整							給水の管理		排水の管理	清掃	ねずみ・こん虫の防除
	浮遊粉じんの量	一酸化炭素の含有率	炭酸ガスの含有率	温度	冷房時の内外の温度差	相対湿度	気流	水質	残留塩素			
適合	520	638	639	621	224	559	328	235	226	269	242	215
不適合	109	9	22	39	25	97	4	8	20	20	47	77

厚生省環境衛生局調べ

なお47年9月19日現在,厚生大臣の行なう試験に合格し,または厚生大臣の指定する講習会を受講して管理技術者免許を受けたものは6,074名に達している。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 生活環境の衛生管理

第2節 建築物衛生その他の環境衛生対策

2 ねずみ・こん虫等駆除事業

この事業は、従来から、市町村の衛生班および地区住民による実践活動を中心として推進されているが、一方、下水道および清掃施設の整備・改善によって、従来の発生源は、いちじるしく減少の傾向をたどっている。

しかしながら、近年における都市化の進展に伴う建築構造等の変化につれ、クマネズミに代わるドブネズミの繁殖、ビルの地下汚水ピットやし尿浄化槽からのチカイエカの発生等これらの生態や発生源に変化が生じており、しかも、夜間の定住人口が少ない都市部においては、地区住民による実践活動が期待できないので、新しい駆除体制を確立するため、技術研修会を開催するなど駆除専門業者の育成と資質の向上に努めている。したがって、今後は、市町村の衛生班、地区住民および駆除専門業者による体系的な駆除事業が推進されることになる。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 生活環境の衛生管理

第2節 建築物衛生その他の環境衛生対策

3 狂犬病予防事業

わが国における狂犬病は、25年に狂犬病予防法が公布施行され、畜犬の登録、狂犬病予防注射の実施、違法犬の捕獲抑留等を徹底して実施したことにより、急速に減少し、人については特殊例を除いて30年以来、犬については32年以来その発生はない。

46年中における犬の登録頭数は310万4,899頭、狂犬病予防注射頭数は502万2,646頭、抑留頭数は72万3,973頭で年々増加の傾向にある。

近年、狂犬病予防とは別個の問題であるが、犬による咬傷死亡事件、その他の被害が発生し社会問題となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 生活環境の衛生管理

第2節 建築物衛生その他の環境衛生対策

4 墓地および埋葬等

46年末における墓地等の施設数は、墓地89万605,火葬場2万2,166,納骨堂7,217となっている。

このうち火葬場については、自治省が交付する広域市町村圏振興整備事業のための補助金や厚生年金積立金還元融資および国民年金特別融資制度の活用(46年度は4億3,880万円の貸出)により整備が進められている。墓地については、近年、特に都市近辺において、供給不足がみられ、その整備を図るための積極的施策を講ずる必要がある。

埋葬の形態は、土葬から火葬へと変化しており、埋葬件数中火葬の割合が45年度の79.2%から46年度80.5%に高まっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 生活環境の衛生管理

第2節 建築物衛生その他の環境衛生対策

5 PCB問題

PCB(ポリ塩化ビフェニール)は,DDTやBHCと同じく有機塩素化合物である。耐熱性,不溶性,絶縁性などすぐれた化学的特性を有することから,コンデンサーやプラスチック,塗料などに広く使用されているが,他面,これが一旦体内に入ると,脂肪組織に蓄積して容易に体外に排出されない。

PCBによる人体の健康被害としては43年に発生したカネミライスオイル中毒事件があげられるが,PCBの環境汚染については,46年2月,学者,研究者による東京湾におけるPCBによる環境汚染が報告され,魚介類などの食品をはじめ,人体および母乳におけるPCBの蓄積が高濃度に認められるなどの報告が相いつぎ,国民の健康におよぼす影響が懸念されるにいたった。

厚生省としては,この重要性にかんがみ46年9月科学技術庁はじめ関係各省庁と協力し,「PCB物質による環境汚染の防止に関する研究」に着手し,本年1月PCBの分析方法を定め,水および乳腐食品等の汚染の実態調査を実施したところである。未解明である慢性毒性としての人体に与える影響等については,なお調査研究を続行中である。
